

静岡大学における東日本大震災による被災大学の学生等に係る教育研究上の
支援の特別措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災（以下「震災」という。）により被害を受けた国立大学、公立大学又は私立大学の学生及び教職員等を静岡大学（以下「本学」という。）に受け入れ、これらの者に係る教育研究上の必要な支援を行うための特別措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災大学 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に所在する国立大学、公立大学又は私立大学のうち震災により被害を受けた大学をいう。
- (2) 被災学生等 被災大学に在籍する学部学生及び大学院生をいう。
- (3) 被災教職員 被災大学に在職する教員及び事務職員をいう。

(被災学生等の講義の履修)

第3条 被災大学での学業の継続が困難な状況にある被災学生等が、本学の講義の履修を希望する場合には、本学は、可能な限り特別聴講学生又は大学院特別聴講学生として当該被災学生等を受け入れ、所要の講義を受講させるものとする。

- 2 前項の規定による講義の履修期間は、平成24年3月31日までを限度とする。
- 3 被災学生等が本学の講義の履修を希望するときは、別に定める要領により申請するものとする。
- 4 被災学生等に係る授業料、検定料及び入学料は、免除することができる。
- 5 被災学生等に係る履修単位の上限は、学部学生については前期20単位及び後期20単位とし、大学院生については前期10単位及び後期10単位とする。

(被災学生等の研究指導支援)

第4条 被災大学での研究の継続が困難な状況にある被災学生等である大学院生が、本学において研究指導を受けることを希望する場合には、本学は、可能な限り大学院特別研究学生として当該被災学生等を受け入れ、所要の研究指導を行うものとする。

- 2 前項の規定による研究指導期間は、平成24年3月31日までを限度とする1か月以上の期間とする。
- 3 被災学生等が本学において研究指導を受けることを希望するときは、別に定める要領により申請するものとする。

- 4 被災学生等が利用する本学の研究スペース及び研究機器等に係る必要な経費については、本学が負担するものとする。

(被災教職員の研究支援)

- 第5条 被災教職員が所属する被災大学が震災により甚大な被害を受け、その研究施設・設備等の復旧が長期にわたって困難であると認められる場合であって、当該被災教職員が本学の研究スペース及び研究機器を利用することを希望する場合には、本学は、可能な限りこれを許可するものとする。
- 2 前項の規定による被災教職員に係る研究スペース及び研究機器の利用期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
 - 3 被災教職員が本学の研究スペース及び研究機器等の利用を希望するときは、本学の利用者に準じた手続きを行うものとする。
 - 4 被災教職員が利用する本学の研究スペース及び研究機器等に係る必要な経費については、本学が負担するものとする。

(被災学生等の住居支援)

- 第6条 第3条又は第4条の規定により、本学に受け入れた被災学生等が、本学の所有する学生寮又は鷹匠荘での居住を希望する場合には、本学は、可能な限りこれを許可するものとする。
- 2 前項の規定による学生寮での居住に係る許可期間は、平成24年3月25日までとする。
 - 3 第1項の規定による鷹匠荘での居住に係る許可期間は、原則1年以内とする。
 - 4 学生寮又は鷹匠荘での被災学生等の居住に係る経費（食費を除く。）は、原則として本学が負担する。

(被災教職員の住居支援)

- 第7条 第5条の規定により、本学に受け入れた被災教職員が、本学の所有する職員宿舎又はおしか荘での居住を希望する場合には、本学は、可能な限りこれを許可するものとする。
- 2 前項の規定による居住に係る許可期間は、原則1年以内とする。
 - 3 職員宿舎又はおしか荘での被災教職員の居住に係る経費（職員宿舎の光熱水料及び共益費並びに食費を除く。）は、本学が負担するものとする。

(他の規則等との関係)

- 第8条 他の規則又は規程等の規定が、この規則の規定に抵触する場合には、この規則の規定が優先する。

(学部等における措置)

第9条 この規則に定めるもののほか、被災学生等、被災大学の附属学校園に在籍する園児、児童及び生徒等又は被災教職員を本学に受け入れる場合における必要な事項については、これらの者を受け入れる学部等において定める。

附 則

この規則は、平成23年4月6日から施行する。